

2021年5月12日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

【改正表】

2021年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2021年 税理士試験受験対策シリーズ

事業税 理論サブノート (2020年8月24日 第20版発行)

ISBN 978-4-86486-761-0

改訂内容

改訂頁・行	改訂内容
問題 2-8 P.38 上から 18. 行目	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。
【3】人材確保等促進税制	(法附則9⑬～⑰) ★★
(1) 内容	外形対象法人に対する付加価値割の課税標準の算定は、次の要件を満たす場合には、各事業年度の付加価値額から、(2)の金額を控除する。 $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$
(2) 控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額 × $\frac{\text{報酬給与額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}}$

問題 2-8 P.39 用語の意義	改正前の学習内容と下記の内容を併せて学習してください。
※参考	用語の意義 (人材確保等促進税制)
(1)	控除対象新規雇用者給与等支給額 当期の損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額のうち、調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額
(2)	調整雇用者給与等支給増加額 雇用者給与等支給額 (雇用安定助成金額を控除した金額) から比較雇用者給与等支給額 (雇用安定助成金額を控除した金額) を控除した金額
(3)	新規雇用者給与等支給額 当期の損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額 なお、他の者から支払を受ける金額 (雇用安定助成金額を除く)がある場合には、その金額を控除した金額 (以下同じ。)
(4)	新規雇用者比較給与等支給額 前期の損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額
(5)	雇用者給与等支給額 当期の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
(6)	比較雇用者給与等支給額 前期の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額